

高額医療貸付及び出産貸付規則施行規程

(平成20年11月28日)
名古屋市職員共済組合規程第16号

最近改正 令和7年4月8日規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、高額医療貸付及び出産貸付規則（平成20年名古屋市職員共済組合規則第 号。以下「規則」という。）第15条の規定に基づき、高額医療貸付及び出産貸付に関する手続きその他必要な事項を定めるものとする。

(申込書)

第2条 規則第9条第1項に規定する貸付申込書は、別紙様式第1号のとおりとする。

2 規則第9条第2項に規定する貸付申込書は、別紙様式第1号の2のとおりとする。

(添付書類)

第3条 前条第1項の貸付申込書に添付する書類は、規則第9条第1項に規定するもののほか貸付金振込先通帳の写し及び申込者が市町村民税を課されない者又は生活保護法の要保護者であるときは、その旨が明らかになる書類とする。

2 前条第2項の貸付申込書に添付する書類は、規則第9条第2項に規定するもののほか貸付金振込先通帳の写しとする。

(貸付決定通知書)

第4条 規則第10条に規定する貸付決定通知書は、別紙様式第2号及び第2号の2のとおりとする。

(借用証書)

第5条 規則第11条に規定する借用証書は、別紙様式第3号のとおりとする。

(償還期間)

第6条 規則第12条第1項に規定する理事長が別に指定する日は、高額療養費又は出産費等の支給される額が貸付金額より少ないことを知った日から30日以内の日とする。ただし、借受人の償還能力等を勘案して延長することもできるものとする。

2 規則第12条第2項に規定する理事長が別に指定する日は、高額療養費又は出産費等不支給になったことを知った日から30日以内の日とする。ただし、借受人の償還能力等を勘案して延長することもできるものとする。

(償還金払込書)

第7条 規則第13条第1項及び第2項に規定する償還金払込書は、当組合指定の納付書等とする。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日名古屋市職員共済組合規程第8号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日名古屋市職員共済組合規程第4号）

この規程は、公告の日から施行する。

附 則（令和7年4月8日名古屋市職員共済組合規程第2号）

この規程は、公告の日から施行する。

高 額 医 療 貸 付 申 込 書

年 月 日

(宛先)

名古屋市職員共済組合理事長

次のとおり、名古屋市職員共済組合高額医療貸付及び出産貸付規則により、必要書類を添付して貸付を申し込みます。

なお、貸付金については下記の口座へ振り替えてください。

申込者 (組合員)	フリガナ			組合員等 記号番号			
	氏 名	Ⓜ					
	住 所	電話 ()					
	所 属	電話 ()					
療養を受 けた内容	療養を受 けた者	(年 月 日生)	性 別	男・女	続 柄		
	期 間	入 院 年 月 日 ~ 年 月 日 入院外等					
	医 療 機関名						
振替先金融機関		銀行		支店 (普通・当座)No.			
所属長(所属課長)		所属所の長(庶務担当課長)					

- 備考 1 申込者(組合員)自ら署名する場合は、押印不要です。
2 振込先金融機関は申込者本人名義の口座であること。

上記の申込につき、貸付を決定してよろしいか。

次 長	福祉事業係	決定年月日	年 月 日
		決定金額	円
	短期給付係	貸付日	年 月 日
		貸付番号	号

出 産 貸 付 申 込 書

年 月 日

(宛先)

名古屋市職員共済組合理事長

次のとおり、名古屋市職員共済組合高額医療貸付及び出産貸付規則により、必要書類を添付して貸付を申し込みます。

なお、貸付金については下記の口座へ振り替えてください。

申込者 (組合員)	フリガナ		組合員等 記号番号	
	氏名	Ⓜ		
	住所	電話 ()		
	所属	電話 ()		
出産 予定者	氏名	(年 月 日生)	続柄	1 本 人 族 2 家 族
	出産 予定日	年 月 日		
医療機関	名称	電話 ()		
	所在地			
貸付申込額	円	該当事項	1 貸付規則第5条第2項第1号 (出産予定日まで2月以内の者) 2 貸付規則第5条第2項第2号 (妊娠4月以上で一時払いする者)	
振替先金融機関	銀行	支店(普通・当座)No.		
所属長(所属課長)	所属所の長(庶務担当課長)			

- 備考 1 申込者(組合員)自ら署名する場合は、押印不要です。
2 振込先金融機関は申込者本人名義の口座であること。

上記の申込につき、貸付を決定してよろしいか。

次 長	福祉事業係	決定年月日	年 月 日
		決定金額	円
	短期給付係	貸付日	年 月 日
		貸付番号	号

貸付決定通知書

年 月 日

様

名古屋市職員共済組合理事長

年 月 日に申し込みのありました高額医療費貸付については下記のとおり貸付決定しましたので通知します。

記

申込者氏名	
組合員等記号番号	
貸付決定日	年 月 日
貸付番号	
貸付決定金額	
決定金額算出基礎	保険診療分の自己負担額 高額療養費の自己負担限度額 (円 - 円) × 0.9

貸付決定通知書

年 月 日

様

名古屋市職員共済組合理事長

年 月 日に申し込みのありました出産費貸付については下記のとおり貸付決定しましたので通知します。

記

申込者氏名	
組合員等記号番号	
貸付決定日	年 月 日
貸付番号	
貸付決定金額	

貸付番号

借 用 証 書

金								0	0	0	円也
---	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	----

上記の金額を、名古屋市職員共済組合高額医療貸付及び出産貸付規則を承知の上、次の条項により借用しました。

- 1 利息は無利息とする。
- 2 償還方法
貸付の事由となった療養に係る高額療養費又は出産費等が支給されるときに、当該支給される額から控除される額により償還する。
当該支給される額から控除された後、貸付金に残額があるときは、理事長が指定する日までに残額を償還する。
- 3 次のいずれかに該当するに至ったときは、未償還金を直ちに返済する。
 - (1) 申込の内容に偽りのあることが認められたとき
 - (2) その他、この規則に違反したとき
- 4 その他、名古屋市職員共済組合高額医療貸付及び出産貸付規則の定めるところによる。

年 月 日

名古屋市職員共済組合理事長 様

(借受人)

組合員等記号番号

所 属

住 所

氏 名

印